

第3期福生市地域福祉計画 改定版を策定しました

福生市地域福祉推進委員会(西村邦康会長)からの答申(概要は3月1日号に掲載)をもとに、第3期福生市地域福祉計画改定版を策定しました。

計画には障害者自立支援法で策定が義務付けられた障害福祉計画が含まれ、平成22年度までの4年間の計画期間となっています。

地域福祉計画の冊子は市内各図書館、市役所情報コーナーで閲覧できます。また、市のホームページでもご覧いただけます。

計画の基本理念

・市民の支え合いによるまちづくり
・子どもたちが明るく健やかに育つことができるまちづくり
・市民が互いに親しみ、健康で心豊かな生活を送ることができるまちづくり
・市民一人ひとりが尊重され、だれもが自由に参加できる地域社会の実現

個別分野の基本的な考え方

高齢者福祉推進の基本的な考え方

「住み慣れた地域で、安心して、心豊かに生活するために」を高齢者福祉推進の基本理念とし、サービスを利用する際の自己選択・自己決定を保障するとともに権利擁護に努め、地域における自立を支援するとともに、地域全体で高齢者を支



えるまちづくりを目指す。社会参加を促進し、生きがいやふれあいのあるまちづくりを進める。

障害者福祉推進の基本的な考え方

「ノーマライゼーションの実現」を障害者福祉推進の基本理念とし、障害者も、障害のない人も一人の人間として同じ権利を持ち、住み慣れた地域とともに生活し、ともに社会に参加することの理解を進める。

また、お互いに支えあうことにより、すべての人が自立した生活が営める、すべての人のための地域社会作りを目指す。

次世代育成支援の基本的な考え方

「子育ての喜びが実感できるまち」を次世代育成支援の基本理念とし、次代を担う子どもたちが家庭や地域の中で愛情と人への思いやりを育まれながら、明るく健やかに育ち、保護者が安心して子育てができるまちづくり、人づくりを目指す。

問合せ

社会福祉課庶務・福祉計画担当

障害のある方へ

●平成19年度分の心身障害者タクシー券またはガソリン券を給付しています※支給限度内で併給も可能(給付後の変更はできません)。
対象者◇身体障害者手帳1級・2級及び3級

下肢機能、体幹機能、内部障害の方◇愛の手帳1度、2度の方◇脳性麻痺の方◇進行性筋萎縮症の方◇施設に入所している方は対象外。
持参するもの◇身体障害者手帳または愛の手帳、印鑑、なおガソリン券を新規申請する方は自動車の車検証も持参してください。

平成18年度に給付したガソリン券は使用できません。使いきれなかった券は返却してください。

問合せ

社会福祉課障害福祉係
各種手当
振り込みのお知らせ
特殊疾病患者福祉手当、心身障害者福祉手当を4月13日に振り込みます。

職員募集

要介護認定調査嘱託員募集
募集人員1名

5月の女性悩みごと相談
～羽村市との共同事業～
福生市9日(水)・23日(水)
午前9時～午後0時50分
市役所1階相談室
羽村市2日(水)・16日(水)・30日(水)
午後1時30分～4時30分
羽村市役所東庁舎1階福祉事務所内相談室

雇用期間 5月1日～平成20年3月31日(翌年度以降、期間の更新の制度あり)
受験資格 介護支援専門員またはホームヘルパー養成研修2級課程以上を終了した方で在宅での実務経験のある方
試験の方法 面接(日時未定)
申込み ①4月9～13日の間に、本人が履歴書(写真貼付)及び資格を有することを証明できるものの写しを持参のうえ、直接、職員課人事係へ。

②電子申請による申込みは福生市ホームページをご覧ください。

官公署だより

福生市観光協会のホームページを紹介します!
市観光協会ホームページ
http://www.fussakanko.jp/

身近でタイムリーな情報や創作民話「むかし福生」を掲載しているほか、福生市を「伝統・文化」「国際性」「自然」「お店・特産品」の4つの分野で紹介しています。今まで知らなかった「福生」に出会えるかも知れません。観光協会のホームページで福生再発見の旅に出てみませんか?
法テラスにご相談を
法テラス(日本司法支援センター)は総合法律支援法に基づいて設立された法人です。多摩地域には法テラス多摩(八王子)と法テラス

立川があります。法的トラブルでお困りの方は、お気軽にお問合せください。
法テラスホームページ
http://www.houterasu.or.jp

無料法律相談(扶助相談)を受けたい、経済的な問題で弁護士・司法書士に依頼できずに悩んでいる
法テラス多摩(民事法律扶助係) ☎05033835
法テラス立川(民事法律扶助係) ☎05033

児童館で遊ぼう 4月(その1)

分団対象2歳以上の幼児と保護者
持ち物上ばき

- ◆こぐまひろば「さあ～あそびましよう」10日(火)午前10時～正午
対象0・1歳児と保護者
- ちびっこひろば参加者募集
親子が遊ぶ機会を通して、共に成長する場に参加しませんか。申込みできるのは、次のいずれかの児童館1コースのみです。
- ◆田園児童館(木曜日コース)20組
- ◆武蔵野台児童館(金曜日コース)28組
- ◆熊川児童館(金曜日コース)28組
時間 午前10時30分～11時30分
対象 市内在住の幼児(平成19年4月1日現在満2歳以上)と保護者
- 参加者説明会
日時 4月13日(金)午前10時30分～
場所 各児童館
申込み 各児童館申込み説明会終了後から4月19日(木)午後9時までに直接児童館へ。定員を越えた場合は責任抽選。初参加者を優先します。
- 選挙に伴い武蔵野台児童館が臨時休館します
8日(日)と22日(日)の両日は都知事と市議会議員の選挙が行われるため、前日の午後5時から、投票日の当日、武蔵野台児童館のみ臨時休館となります。

児童館で遊ぼう 4月(その1)

- 田園児童館 ☎552-3133
◆親子であそぼう「新聞紙であそぼう」3日(火)午前10時30分～11時30分
対象 1歳6か月以上の幼児と保護者
- ◆おはなしのひろばエプロンシアター「三びきのこぶた」他4日(火)午前10時30分～11時
対象 幼児と保護者
- ◆よちよちすくすくひろば10日(火)午前10時～正午
対象 0・1歳児と保護者※保健師来館
- 武蔵野台児童館 ☎552-8822
◆のびのびひろば10日(火)午前10時～正午
対象 0・1歳児と保護者※お母さん同士の交流の場です。時間内で自由に遊びに来てください。
- ◆遊具開放デー12日(火)午前10時30分～正午
対象 1歳6か月以上の幼児と保護者※大型遊具で自由に遊べます。
- ◆わくわくひろば「体操のお兄さんと一緒にあそぼう」17日(火)午前10時30分～11時30分
対象 2歳以上の幼児と保護者
- 熊川児童館 ☎539-1515
◆ママといっしょ「ぬりえであそぼう」9日(月)午前10時30分～11時30分

法テラスホームページ

法的トラブルの相談窓口
どこに、誰に相談してよいかわからない、法的トラブルかどうか分からない
法テラスコールセンター ☎0570-078374、法テラス多摩(情報提供窓口) ☎05033835310、法テラス立川(情報提供窓口) ☎05033835327

無料法律相談(扶助相談)を受けたい、経済的な問題で弁護士・司法書士に依頼できずに悩んでいる
法テラス多摩(民事法律扶助係) ☎05033835
法テラス立川(民事法律扶助係) ☎05033

83・5327 法テラス多摩法律事務所 ☎05033835310
シルバー人材センター
入会説明会
おおむね60歳以上で意欲のある会員の働く場を確保し、会員の生きがいづくりと地域社会への貢献を行っています。毎月説明会を実施しています。毎月説明会、お気軽にお越しください。

日時 毎月第2月曜日(月曜日が祝祭日の場合翌日)午前10時～、4月は9日(月)
場所 さくら会館1階シルバー人材センター会議室
フレッシュランド西多摩(休館日:開館日のお知らせ)
○法令点検及び定期補修のため、4月17日(火)～20日(金)は臨時休館させていただきます。
○4月28日(土)～5月6日(日)は開館します。

問合せフレッシュランド西多摩 ☎570・2626
http://www.nisland.or.jp

身近な法律相談

高齢者・障害者の方の遺産相続・財産管理・遺言書作成・人権擁護・成年後見など、弁護士が相談に応じます。
日時 4月16日(月)午後2時～4時
場所 福祉センター相談室
対象 高齢者・障害者やその家族など
定員 先着3名(予約制)
※相談内容は秘密厳守、相談料は無料
申込み 4月4日から社会福祉協議会 ☎552・2121へ。